

# **札幌市新琴似スポーツ広場 指定管理者募集要項**

## 目次

1	施設の概要	1
2	指定期間	1
3	管理の基準	1
4	業務内容	3
5	利用料金に関する事項	4
6	管理運営に要する経費	4
7	申込資格	8
8	申込書類	10
9	申込方法	12
10	指定管理者候補者の選定及び指定	13
11	協定の締結	16
12	参考資料	16
13	その他	17

札幌市の公の施設である札幌市新琴似スポーツ広場（以下「新琴似スポーツ広場」という。）では、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、施設の効用を最大限に發揮し更なる住民サービスの向上と経費の節減のため、指定管理者制度を導入しています。

つきましては、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）に基づき、下記のとおり、新琴似スポーツ広場の指定管理者の募集を行います。

## 記

### 1 施設の概要

施設の名称	札幌市新琴似スポーツ広場
施設の所在地	札幌市北区新琴似町769番地2
施設の設置目的	市民の心身の健全なる発達及び体育の普及振興を図ることを目的とする。
建物の構造等	主要施設： ・多目的広場（天然芝、縦117m×横78m） ・パークゴルフ場（18ホール） ・管理棟 ・駐車場（34台） ・調整池（平常時は臨時駐車場として利用（51台））
特記事項	・指定期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕のため施設を休館する場合は、別途協議を行う。

※施設図面及び備品台帳（札幌市が施設に備え付ける備品の一覧。以下同じ。）はスポーツ局スポーツ部にて閲覧に供します。詳細は「9 申込方法」に記載しています。

### 2 指定期間

令和8年7月1日から令和13年3月31日まで（事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで）とします。

### 3 管理の基準（新琴似スポーツ広場の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項）

#### （1）使用期間及び供用時間

施設名	使用期間	供用時間
多目的広場	4月29日から10月15日まで	【4月29日から8月31日まで】 午前9時から午後6時まで 【9月1日から10月15日まで】 午前9時から午後5時まで
パークゴルフ場	4月29日から10月31日まで	【4月29日から8月31日まで】午前9時から午後6時まで 【9月1日から10月31日まで】午前9時から午後5時まで

※札幌市体育施設条例（昭和41年条例第10号。以下「体育施設条例」という。）別表2に定めるとおり。

※特に必要があると認めるときは、臨時に使用期間若しくは供用時間を変更し、又は休館日若しくは休場日を設け、若しくは変更することができます。

※管理運営業務の計画書に記載する提案により、使用期間若しくは供用時間を延長する

ことができます。

(2) 新琴似スポーツ広場の使用の承認について

施設の使用の承認は、下記の条例等に定めるところにより行うこととします。

ア 体育施設条例

イ 札幌市体育施設条例施行規則（平成15年規則第31号。以下「体育施設規則」という。）

ウ 札幌市体育施設受付事務取扱要綱

エ 札幌市体育施設の使用許可に係る処分基準

オ 札幌市体育施設の使用許可に係る審査基準

(3) 利用の制限に関する事項

ア 体育施設条例第9条各号に定める場合には、利用を拒むことができます。

イ 体育施設条例第10条各号に定める場合には、使用承認の条件を変更し、施設の使用若しくは撮影の停止を命じ、又は使用の承認を取り消すことができます。

ウ 体育施設条例第10条の2各号に定める場合には、施設からの退場を命じることができます。

(4) 個人情報の保護に関する法律の適用について

指定管理者には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第4章の規定のほか、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては同法第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により札幌市と同様の安全管理措置義務を負うことになります。具体的には、管理業務を開始する前に、札幌市が定める個人情報取扱安全管理基準に適合している旨の申出書を提出していただきます。

また、同法第33条第1項の規定による開示の請求、第34条第1項の規定による訂正の請求及び第35条第1項の規定による利用停止等の請求があったときは、同法の定めるところにより適正に対応する必要があります。

(5) 札幌市情報公開条例の適用について

指定管理者には、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第22条の2の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後日、札幌市と締結する協定において、札幌市から管理運営業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(6) 札幌市行政手続条例の適用について

指定管理者は札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号）第2条第4号の「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うこととします。

(7) 札幌市オmbudsman条例の適用について

指定管理者は札幌市オmbudsman条例（平成12年条例第53号）第20条の規定により、札幌市オmbudsmanが、苦情等の調査のため必要があると認めたときに実施する質問、事情聴取、又は実地の調査について協力するよう努めることとします。

(8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）の適用について

指定管理者は暴排条例第6条の「事業者」、第7条第2項の「公共事業等に係る契約の相手方」にあたることから、暴排条例の基本理念にのっとり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力してください。具体的な取組みについては、以下のとおりです。

ア 施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとします。なお、施設利用者等が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）や暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）などであるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って必要な対応を行うこととし、その際は、原

- 則、札幌市に相談し、その指示に従うこととします。
- イ 協定に関連する契約（第三者への委託、物品調達等）について暴力団員や暴力団関係事業者を相手方としないこととします。また、既に締結している契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であると判明した場合には、直ちに札幌市に報告し、その指示に従うこととします。既に締結した契約の相手方又はこれから契約を締結しようとする相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って対応することとし、その場合は、原則、札幌市に相談し、その指示に従うこととします。
- (9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について
- 指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づき、障がい者への合理的配慮を行わなければなりませんが、指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、札幌市に準じた対応を行うこととします。具体的な取組については、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」（対応方針）及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」（接遇要領）を参照してください。
- (10) その他
- ア 管理運営業務を行うに当たっては、法令、条例、規則等の規定を遵守しなければなりません。
- イ 管理運営業務を行うに当たっては、地球温暖化対策及び環境に配慮した取組の推進に努めてください。
- ウ 指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、清掃、警備等の管理運営業務の目的を損なわない業務等の札幌市が認める業務についてはこの限りではありません。なお、委託を行う場合は、軽微なものを除き、札幌市の承認が必要となります。
- エ 管理運営業務を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、札幌市内の企業等の積極的な活用に努めてください。
- オ 管理運営業務を行うに当たり、障がい者の積極的な雇用に努めるほか、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、障害者就労施設等の活用など、福祉施策への取組に努めてください。
- カ 第三者への委託、物品の調達にかかる支払は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第6条に準拠するよう努めてください。

#### 4 業務内容

指定管理者の行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は、札幌市新琴似スポーツ広場管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

- (1) 統括管理運営業務
- (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務
- (3) 施設における事業の計画及び実施に関する業務
- (4) 施設の利用等に関する業務
- (5) 管理運営業務に付随する業務

#### 5 利用料金に関する事項

##### (1) 利用料金制度

新琴似スポーツ広場においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者（指定管理者を含む。）が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金は、指定管理者が、体育施設条例別表3及び別表4に定める使用料の額（これらの表に定める使用の単位（備付物件に係る使用の単位を含む。）を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、これらの表に定める使用料の額を基準として札幌市が別に定めるところにより算定した額）の範囲内にお

いて、あらかじめ札幌市の承認を得て定めることができます。その際は、新たに利用料金を定める予定日の14日前までに、書面にて、札幌市に協議を申し入れることとします。

(2) 減免・還付

指定管理者は、体育施設条例第14条第4項の規定により利用料金を減額若しくは免除（以下「減免」という。）し、又は第14条第5項の規定により利用料金を還付することができます。減免及び還付は、体育施設条例、体育施設規則、札幌市体育施設使用料減免要綱及び札幌市体育施設使用料還付事務取扱要綱に定めるところにより行うこととします。

(3) 前受金の引継ぎについて

指定期間の満了日後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を協定に定めるところにより新たな指定管理者又は札幌市に引き継ぐこととします。

(4) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

令和5年10月1日から、施設の利用事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、原則、指定管理者となる団体が適格請求書発行事業者の登録を受け、適格請求書（インボイス）の交付及び写しの保存を行うことが必要となるため、必要に応じて手続や準備を行ってください。

（国税庁HP）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

## 6 管理運営に要する経費

(1) 管理経費の支払について

ア 施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、札幌市が支払う管理費（以下「指定管理費」という。）、利用料金及びその他の収入をもって充てるものとします。なお、指定管理者の自主財源をもって、指定管理費の縮減に充てることができます。その場合は、縮減分をその他の収入に含めてください。

イ 管理運営に関する費用及び利用料金収入に過不足が生じた場合でも、原則として精算は行いません。

ウ 指定管理費は、札幌市が適正であると認める金額の範囲内とし、支払方法は、協定に定めるところにより、分割払いとします。なお、当該支払いは、各事業年度を4分割し当該各期間の業務履行確認後に行うことを原則とします。（詳細は、協議により協定で定めます。）

エ 指定管理費は、原則として指定管理者が提案する収支計画書から以下の計算により算定されるものとします。

指定管理費 = 管理運営に関する費用（自主事業及び自主財源による業務等にかかる経費を除く。） - 利用料金収入 - 他の収入

オ 新琴似スポーツ広場の基準となる管理費用（以下「基準管理費用」という。）は下表のとおりです。

（単位：千円）

年度	基準管理費用（年度別、消費税及び地方消費税を含む）
令和8年度	34,829
令和9年度	45,935

令和10年度	45,935
令和11年度	45,935
令和12年度	45,935

※上表の基準管理費用のほかに、社会一般の賃金水準の変動率に応じて、2年目以降の指定管理費を変更する仕組みである「賃金スライド制度」を導入いたします。制度の詳細については、札幌市のホームページを参照してください。

(<http://www.city.sapporo.jp//somu/shiteikanrisha/contens/chingin.html>)

## (2) 修繕・改修等

ア 施設の修繕等については、原則として、1件（合理的な理由のある工事単位）につき30万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、札幌市の費用と責任において実施するものとし、1件につき30万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、事業年度内の累計額が80万円（消費税及び地方消費税を含む。）に達するまでは指定管理者の費用と責任において実施するものとします。なお、札幌市の行う修繕等は、予算の範囲内で可能なものとなります。

イ アの規定に基づき指定管理者が実施した修繕等により生じた更新施設等は、すべて札幌市に帰属します。

ウ 施設の効率的な管理運営に資することを目的に、指定管理者の責任において自主財源をもって施設の大規模な修繕、改修等を行うことができます。この場合には、事前に当該改修等の内容及び新たに生じる資産の帰属について札幌市と詳細を協議し、承認を得ることとします。

### (3) 備品

ア 札幌市が備え付ける備品（札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）第117条に定める備品をいい、性質形状を変わることなく長期にわたり使用し、かつ保存できる物品で、おおむね1年以上の耐用年数をもち、価格が50,000円以上のものとする。以下同じ。）は、備品台帳で定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与します。また、経年劣化等による備品の更新に係る費用は札幌市が負担し、指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することとします。なお、指定管理者の負担により備品を補充した場合についても、その備品は札幌市に帰属するものとします。

イ 備品台帳に記載されている備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達していただきます。この場合には、調達した物品は、原則として指定管理者に帰属しますが、指定管理者が札幌市に帰属させることを希望する場合は、事前に札幌市と別途協議を行うこととします。

#### (4) 消耗品

本管理運営業務において必要となる消耗品（札幌市会計規則第117条に定める消耗品をいい、短期間のうちに効用の減耗するものとする。以下同じ。）の購入、更新にかかる費用は、指定管理者が負担することとします。ただし、備品として使用をするもの等は、別途協議により、札幌市が予算の範囲内で負担することがあります。

## (5) 事故・火災等

ア 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、札幌市の負担とします。

イ 指定管理者の故意又は過失により、札幌市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とします。なお、指定管理者においては、札幌市が必要と認める損害賠償責任保険等（交差責任担保特約を付加すること。）に加入していただきます。

(6) リスク分担について

管理運営業務に係るリスク分担は、次のとおりとする。

種類	内 容	負担者	
		札幌市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中止等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中止	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中止	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中止等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の修繕等に伴う事業の中止等	協議事項	
許認可等	札幌市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、札幌市及び指定管理者が協議のうえ、リスク分担を決定する。

(7) 自主事業について

指定管理者は、自らの提案により、札幌市の承認を得た場合には、指定管理者が管理運営を行う土地、建物（建物に付随する設備を含む。）、備品等（以下「管理物件」という。）を利用して行う自主興行等の自主事業を実施することができます。実施に当たっては、下記の項目に留意してください。

- ア 利用料金のほかに参加料の類を徴することを妨げません。ただし、自主事業による各種のスポーツ教室等を提案する場合には、新琴似スポーツ広場が公の施設であることに留意し、参加料の類は利用者にとって利用しやすい設定となるよう心掛けてください。
  - イ 指導者には各種の有資格者（日本体育協会公認指導員又は同等の資格保有者）を配置するなど、十分配慮してください。
  - ウ 施設の設置目的の範囲外の自主事業（例えば、飲食・物販等）を行うに当たっては、札幌市へ行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項に定める許可をいう。以下同じ。）申請等が必要となり、その場合は原則として使用料（札幌市公有財産規則第19条に定める使用料及び同規則第20条に定める加算料金）の納付義務が発生します。
  - エ 自主事業の実施により大幅な利益が発生した場合には、当該利益の一部をサービス向上のための設備の改善等により、札幌市又は市民に対して還元するものとします。このため、新琴似スポーツ広場において自主事業の実施を計画する場合には、利益の額の算定及び還元の方法について提案してください。提案後、利益の額の算定及び還元方策の基本的考え方、具体的な還元時期等の詳細については協定において定めることとします。
  - オ その他、自主事業を行う場合の留意事項等については、仕様書（第5-1）を参照してください。
- (8) 税について
- 指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。詳しくは、会社等の法人に係る市民税及び事業を行う者に係る事業所税については中央市税事務所諸税課に、償却資産に係る固定資産税については中央市税事務所固定資産税課にお問合せください。
- なお、国税については税務署に、道税については道税事務所にお問合せください。
- (9) その他
- 他の事項については、別に締結する協定に定めるところによります。

## 7 申込資格

- (1) 団体であること。（法人格の有無は問わない。）
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者
  - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により札幌市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - オ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月財務局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている者
  - カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により札幌市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けてから3年を経過しない者（ただし、申込者の責めに帰さない事由による取消しの場合は除く。）
  - キ 指定管理者の指定を管理の委託契約とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第

142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

ク 札幌市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ケ スポーツ部施設指定管理者選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している団体

コ 札幌市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（地方税法附則第59条第1項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている者を除く）

サ 暴力団又は暴力団関係事業者（※代表者においてはその構成員である者）

(3) 札幌市内に団体の事務所があり、本管理運営業務に係る意思決定のできる機関が札幌市内にあること。

(4) 新琴似スポーツ広場における業務を円滑に行うため、次に掲げる職員を確保できること。

公認スポーツ施設管理士若しくは芝草管理技術者又は同等の資格保有者若しくは研修修了者で実務経験を有する者

(5) グループによる応募

ア 複数の団体により構成されたグループ（共同企業体等の連合体）により応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、グループによる応募の構成団体となることができません。また、同時に複数のグループの構成団体となることはできません。

イ グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。

ウ グループで応募する場合は、各構成団体について(2)及び(3)の資格が必要となります。

エ グループで応募する場合、各構成団体は、協定の履行、本管理運営業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき当該グループが負担する債務の履行等について、グループ全体として連帯して責任を負うものとします。

## 8 申込書類（原則、A4縦用紙に横書きで統一してください。）

(1) 申込書（様式1）

※グループで応募する場合、申込書（様式1）とグループ応募構成書（様式1-2）

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格	書類の内容
------	-------

7(1)	法人の場合	・法人登記簿の謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
	法人格の無い団体の場合	・団体の規約及び構成員名簿
7(2)ア及びイ	法人の場合	不要
	法人格の無い団体の場合	・代表者の「身分証明書」 ・代表者の「登記されていないことの証明書」
7(2)ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ		・7(2)ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケに該当しない旨の申立書（様式2）
7(2)コ 札幌市税	納税義務がある場合	・納税証明書（指名願用で、この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
	納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）
	法人税、消費税及び地方消費税	・納税証明書（未納の税額がないことの証明。この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
	納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）
7(2)サ		・暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（様式2-1）
7(3)		・事務所の所在地を証する書類
7(4)		・資格の名称及び資格所有者の住所、氏名 ・団体と資格所有者の雇用関係等を説明する書類

※グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

### (3) 管理運営業務の計画書（様式3）

管理運営業務の計画書は、150ページ以内（表紙及び目次はページ数から除く。）、本文は11ポイント以上とし、また、以下の点について盛り込んだものを作成してください。なお、作成に当たっては、仕様書に掲げる要求水準に留意のうえ、様式3に示す内容を含めてください。

ア 施設の管理運営に係る基本方針、事業目標、平等利用確保の取組、地球温暖化対策及び環境への配慮に向けた取組等

イ 組織、人員体制（組織構成、職員配置計画、職員採用計画、勤務形態、勤務条件、人材育成・研修計画、労働関係法令の遵守に向けた対応、雇用環境の向上に向けた取組等）

ウ 業務運営計画書（管理水準の維持向上、第三者への委託等（3(10)ウ参照）の予定及び当該委託した業務の管理に関する事項、札幌市及び関係機関との連絡調整、財務管理、苦情対応、セルフモニタリング、評価等）

エ 各業務の具体的な実施要領（維持管理業務計画、防災・安全管理計画、利用促進計画、札幌市内の企業等の活用計画等）

オ 福祉施策に関する取組（障害者法定雇用率の達成状況、福祉施策への取組等）（様

式3－1)

カ 指定期間内の事業年度ごとの業務計画書

キ ワーク・ライフ・バランスの推進に係る取組（様式3－2）

※実施している項目に○を付け、確認できる書類（就業規則等）を添付してください。

(4) 管理運営に係る収支計画書（様式4、様式4－1～5）及び資金計画書

(5) 団体の経営状況を説明する書類等

ア 前3事業年度（令和4年度～令和6年度）の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分。）

イ 前3事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）

ウ 前3事業年度の売上高経常利益率、自己資本比率、流動比率、総資本経常利益率、売上高有利子負債比率を計算した書類（様式5。既に財産的取引活動をしている団体のみ。前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分。なお、提出を必要とする団体において、経理の方法等により提出が困難な場合には、その旨の申立書を提出してください。）

エ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに新琴似スポーツ広場の管理運営業務以外の事業を開始する団体のみ。）

※グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(6) 団体の活動内容等を記載した書類

ア 定款又はこれらに相当する書類

イ 事業報告書又はこれらに相当する書類

ウ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

エ 類似の事業（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類

※グループで応募する場合、該当書類について構成団体分も提出してください。

(7) 自主事業の実施計画書（実施する予定の団体のみ）

自主事業を計画する場合には、大幅な利益が生じた場合の還元について提案していただきます（6(7)エ参照）。また、自主事業の経理については、仕様書（第5-1-(3)）に示すとおり区分経理となります。このため、自主事業を計画する場合には、当該還元額の見込み及び費用の配分についてそれぞれ考慮のうえ(4)に示す管理運営に係る収支計算書において自主事業の収支計画についても記載してください。

(8) 札幌市新琴似スポーツ広場コンソーシアム協定書（様式6。グループで応募する場合のみ。）

グループの目的や運営に関わる事項について各構成団体が合意した旨を記した書面を提出してください。なお、当該書面の提出が遅れる場合は、別途ご相談ください。

## 9 申込方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間：令和7年12月24日（水）から令和8年2月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに令和7年12月29日（月）から令和8年1月2日（金）を除く）

イ 配布時間：9時00分から17時00分まで

ウ 配布場所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地70RE札幌ビル9階  
札幌市スポーツ局スポーツ部施設課

※募集要項は、札幌市のホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/sports/>）にも掲載しています。

(2) 関係資料閲覧

施設図面及び備品台帳は、(1)ア及びイに定める募集要項の配布期間及び配布時間内で、(1)ウに示す配布場所にて閲覧に供します。事前に下記連絡先に電話連絡のうえ、ご来庁ください。

資料閲覧受付連絡先：札幌市スポーツ局スポーツ部施設課 管理係  
TEL 011-211-3045

(3) 説明会

参加人数は、各団体で3名以内（グループで応募する場合は、各構成団体につき2名以内）とします。参加希望者は、参加申込書（様式7）に必要事項を記載のうえ、事前に電子メール又はFAXにより、(6)に示す担当あてにお申込みください。申込みを行っていない団体の参加は認めません。

ア 申込期間：令和7年12月24日（水）から令和8年1月6日（火）17時00分まで

電子メール又はFAXの件名は「新琴似スポーツ広場説明会申込（○○○）」（※（○○○）部分は団体名）としてください。

イ 実施日時：令和8年1月8日（木）14時30分から1時間程度

ウ 集合場所：札幌市中央区北2条西1丁目1番地70RE札幌ビル9階

(4) 質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和8年1月14日（水）から令和8年1月20日（火）まで

質問書（様式8）に要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送、電子メール又はFAXにより、(6)に示す担当課まで送付してください（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分までとし、郵送の場合は必着。電話での照会には応じられません。）。

なお、電子メール又はFAXの件名は「新琴似スポーツ広場募集要項等に係る質問（○○○）」（※（○○○）部分は団体名）としてください。

イ 回答

質問の要旨及び回答は、令和8年1月28日（水）までに、札幌市のホームページ（アドレスは(1)参照）に掲載します。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

(5) 申込み

ア 申込期間：令和8年1月28日（水）から令和8年2月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 受付時間：9時00分から17時00分まで

ウ 申込方法：(6)に示す担当課へ持参してください。郵送等による受付はいたしません。

エ 提出部数：各15部（正本1部、副本14部）（副本は複写可。）

紙質は問いませんが、提出書類は原則として両面印刷でA4縦の簡易製本としてください。また、様式1～5については、製本したものに加えて、電子媒体（DVD等）に保存し提出してください（様式4-1～4-5については、原則エクセル形式とし、エクセル形式により難い場合のデータフォーマットについては、札幌市と事前に協議のうえ決定してください。）。なお、手書きでの作成はご遠慮ください。

(6) 問合せ先・申込書類の提出先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地70RE札幌ビル9階

札幌市スポーツ局スポーツ部施設課 管理係 担当：工藤、鷺見（すみ）

TEL 011-211-3045 FAX 011-211-3046

電子メールアドレス：[sports-kanri@city.sapporo.jp](mailto:sports-kanri@city.sapporo.jp)

(7) その他

ア 申込みの撤回・再提出及び申込書類の修正はできません（軽微な修正を除く。）。

イ 申込書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。また、内容に疑義がある場合は、調査、確認する場合がありますので、協力してください。

- ウ 申込者が本件の応募に関し、札幌市スポーツ部施設指定管理者選定委員会委員その他の本件選定手続の関係職員に対して、個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合があります。
- エ 申込者は、関係職員又は選定委員から、自らを有利に、又は不利にするような不正な働きかけ等を受けた場合、速やかに、制度所管課（総務局改革推進室推進課 011-211-2061）に通報してください。
- オ 札幌市が指定管理者の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- カ 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- キ 申込書類の著作権は申込者に帰属しますが、札幌市が指定管理者の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は申込書類の著作権を無償で使用することとします。
- ク 申込書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ケ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- コ 申込みに係る経費は、すべて申込者の負担とします。

## 10 指定管理者候補者の選定及び指定

### (1) 選定方法

札幌市が設置する札幌市スポーツ部施設指定管理者選定委員会において、申込資格を有する申込者のうちから、選定基準に照らして最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。選定に当たり、令和8年4月上旬までに同選定委員会による面接等を予定しています。申込者多数の場合には書類選考のうえ面接対象者を選抜する場合があります。

なお、同選定委員会の審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

### (2) 選定基準

指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準（配点）による採点に基づく総合点数方式により行います。また、各選定項目について最低基準点を設け、その基準に満たない項目が1項目でもある場合は候補者に選定されません。

- ア 利用者の平等な利用が確保されること。（配点率：5%、最低基準点：配点の25%）
  - (ア) 公の施設としての利用者の平等な利用を前提とした基本方針となっているか
  - (イ) 平等利用を確保するための方針及び取組項目が適正かつ効果的なものとなっているか
  - (ウ) 自主事業の開催に対しても均等な機会が確保されている実施計画となっているか
  - イ 管理運営業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。（配点率45%、最低基準点：配点の25%）
    - (ア) 施設の設置目的に合致した管理運営方針となっているか
    - (イ) 各業務を適正かつ効果的に行い得る統括運営が行われ、管理水準の維持向上が図られる統括管理運営業務計画となっているか
    - (ウ) 施設の維持管理業務計画が適切か
    - (エ) 非常事態に対応し得る防災・安全管理計画となっているか
    - (オ) 利用促進が図られる計画となっているか
    - (カ) 有効かつ具体的なソフト事業の計画が盛り込まれているか
    - (キ) 利用者の声を把握する方法とサービスへの反映方法、セルフモニタリング・事業評価等の仕組みが適切か
    - (ク) 施設の設置目的に照らして効果的な自主事業の実施計画となっているか
    - (ケ) 豊富で良好な類似業務の実績があるか
    - (コ) 各業務計画は十分な具体性、実行可能性があるか
    - (サ) 計画書の全体が、施設の設置目的の達成、課題の解決に対し有効に寄与するもの

となっているか

(シ) 障がいのある方も利用しやすい施設となるよう配慮や工夫がなされているか。

(ス) 札幌市のスポーツ施策に寄与する提案となっているか

ウ 管理運営業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。（配点率20%、最低基準点：配点の25%）

(ア) 団体の組織及び財務状況が健全であるか

(イ) 指定管理費を安全かつ健全に運用でき得る財務規模であるか

(ウ) 管理運営を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか

(エ) 配置職員を確実に確保し得る採用計画となっているか

(オ) 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か

(カ) 配置職員の人材育成・研修計画が適切か

(キ) 労働関係法令の遵守に向けた対応、ワーク・ライフ・バランスの推進など雇用環境の向上に向けた取組等の内容は適切か

(ク) 管理運営業務の内容に応じた支払賃金が確保されているか

当該項目は50点の配点を行うこととし、以下の評価方法により採点を行う。

支払賃金に関わる配点に関しては、様式4-4で記載した配置人数、計画時給額等に応じて以下のとおり採点する。

各配点=50点×（各配置人数/合計配置人数）

×（（各計画時給額-北海道最低賃金）/（基準時給額-北海道最低賃金））

本市で定める基準時給額（円）	北海道最低賃金（円）
1,105	1,075

記載項目分全てについて、上記計算式により各々計算し合計する。

（計画時給額-北海道最低賃金）/（基準時給額-北海道最低賃金）が1を超える場合は、当該部分を1として計算する。

記載項目ごとに計算した各配点に端数が生じた場合は、小数点以下第4位を四捨五入する。

記載項目ごとの各配点の合計点数に端数が生じた場合は、小数点以下第1位を四捨五入する。

(ケ) 第三者への委託の方法は適切か

エ 管理運営に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること。（配点率：15%、最低基準点：配点の25%）

(ア) 指定管理費が基準管理費用の範囲内であるか

(イ) 指定管理費が必要最小限に抑えられているか

なお、当該項目は100点の配点とし、以下の評価方法により採点を行います。

削減率	同額	5%未満	10%未満	15%未満	15%以上
評価	20	40	60	80	100

(ウ) 利用料金収入見込みは適切か

(エ) 利用料金の設定額は適切か

(オ) 支出計画に無駄はないか

(カ) 収支見込みにおける人件費の積算内容は適切か

(キ) 施設見学会に参加するなど、施設の状況を十分に把握し支出額などを積算しているか

オ その他（配点率：15%、最低基準点：配点の25%）

(ア) 環境への配慮がなされている提案となっているか

(イ) 第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等の積極的な活用に配

慮がなされているか

- (ウ) 職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等について、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に配慮がなされているか
- (エ) 札幌市内に団体の本社や主たる事務所などがあるか（グループで応募する場合は、代表団体に着目して判断します。）
- (オ) 市民との協働、地域との連携が図られる提案となっているか
- (カ) 地域経済の活性化に寄与する提案となっているか
- (キ) 札幌市の他の施策に寄与する提案となっているか

(3) 選定結果のお知らせ

選定の結果については、令和8年4月中旬までに申込者全員に文書で通知します。また、令和8年5月上旬までに札幌市のホームページ（

<http://www.city.sapporo.jp/sports/>）に選定結果の概要を掲載し、公表します。

なお、選定結果については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく訴えの提起をすることができません。

(4) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和8年5月中旬頃に招集予定の令和8年第2回札幌市議会定例会の議決を経て行います。市議会で否決された場合には、指定管理者として指定を受けられないことになります。また、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられることにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

(5) 指定の取消し等

指定管理者が札幌市の指示に従わないときその他指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、札幌市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。なお、グループで応募した団体が指定管理者となった場合には、当該損害について、グループ全体として連帯して賠償するものとします。

## 11 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項、指定管理費の額等を定めるため、札幌市との間で協定を締結することとします。

なお、提案のあった事業の実施及び具体的な業務内容については、協定の協議において定めるものであり、また、自主事業の実施に当たっては、札幌市の承認を得る必要があるとともに、行政財産の目的外使用許可を受ける必要がある場合がありますので留意してください。

(2) 協定で定める事項

- ア 管理運営業務の計画書に記載された事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 指定管理費に関する事項
- エ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 業務計画書等の提出に関する事項
- カ 事業報告に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- ク 指定管理者が管理物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- ケ 管理運営業務の第三者への委託に関する事項

- コ 情報公開に関する事項（札幌市情報公開条例第22条の2参照）
- サ 札幌市行政手続条例の適用に関する事項
- シ 暴力団の排除の推進に関する条例の適用に関する事項
- ス 札幌市オンブズマンから調査の協力依頼があった場合の協力義務
- セ 管理運営業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- ソ 施設内での事故発生時の対応、札幌市への報告等に関する事項
- タ 指定管理者が札幌市又は第三者に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- チ リスク分担に関する事項
- ツ 管理運営業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備に関する事項
- テ 原状回復及び業務の引継ぎに関する事項
- ト 協定の改定に関する事項
- ナ 新琴似スポーツ広場の管理運営にあたり札幌市と指定管理者、その他により協議を行なう運営協議会の設置に関する事項
- ニ 裁判管轄に関する事項
- ヌ その他札幌市が必要と認める事項

## 12 参考資料

以下の資料は札幌市ホームページ（<https://www.city.sapporo.jp/index.html>）に掲載していますので、こちらを参照してください。

- (1) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例
- (2) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱
- (3) 指定管理者制度に関する運用ガイドライン
- (4) 札幌市体育施設条例（昭和41年条例第10号）
- (5) 札幌市体育施設条例施行規則（平成15年規則第31号）
- (6) 札幌市体育施設受付事務取扱要綱
- (7) 札幌市体育施設の使用許可に係る処分基準
- (8) 札幌市体育施設の使用許可に係る審査基準
- (9) 札幌市体育施設使用料還付事務取扱要綱
- (10) 札幌市体育施設使用料減免要綱
- (11) 札幌市情報公開条例
- (12) 札幌市行政手続条例
- (13) 札幌市オンブズマン条例
- (14) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例
- (15) 暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル
- (16) 環境方針
- (17) 札幌市環境マネジメントシステム実施要綱
- (18) 札幌市環境マネジメントシステム運用マニュアル
- (19) 札幌市グリーン購入ガイドライン
- (20) 札幌市契約規則
- (21) 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領
- (22) 札幌市公式ホームページガイドライン
- (23) 障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針
- (24) 共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領
- (25) 札幌市避難所運営マニュアル

## 13 その他

- (1) 指定期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕のため施設を休館する場合があります。改修・修繕計画については札幌市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途その都度札幌市より協議を申し入れることとします。

(2) 応募の申込以降、指定期間終了（令和13年3月31日）までに申込団体の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更が予定されている場合は、申込前にお問合せください。